規制の事前評価書 (要旨)

法律又は政令の	大気汚染防止法の一部を改正する法律案		
名称		•	
規制の名称	解体等工事時における石綿飛散防止		
規制の区分	拡充		
担当部局	環境省水・大気環境局大気環境課		
評価実施時期	令和2 (2020) 年2月		
規制の目的、内	大気汚染防止法(以下「大防法」という。)においては、建築物の解体、改造		
容及び必要性等	│ │及び補修作業を伴う建設工事(以下「解体等工事」という。)に伴う石綿の飛散		
	防止に係る規制を行ってきたところである。前回平成 25 年の改正から 5 年が経		
	過し、施行状況の検討を行ったところ、①現行の大防法の規制対象である建築		
	材料(以下「特定建築材料」という。)以外の石綿含有建材について不適切な除		
	去による石綿の飛散が確認されたこと、	②解体等工事前の特定建築材料の使用	
	の有無の調査(以下「事前調査」という	。)における特定建築材料の見落としが	
	確認されたこと、③短期間で終了する解	は年本事については作業基準適合命令	
	等の時機が得られない場合があること及び④除去作業後の特定建築材料の取り		
	残しが確認されたこと等の課題が明らかになった。		
	また、国土交通省の推計によると、建築物の解体工事件数は今後増加し、令		
	和 10 年頃にピークに迎えるとされており、現時点で規制を強化し、上記の課題		
	に対応しなければ、石綿の飛散及びこれによる国民の健康被害のリスクが大き		
	くなるおそれがある。		
	以上より、次のア〜エの措置を講ずる。		
	アー大防法の規制対象について、全ての石綿含有建材を対象とするための規定		
	を整備する。		
	イ 事前調査の方法を法定化するとともに、一定規模以上等の建築物等につい て石綿含有建材の有無にかかわらず事前調査結果を都道府県等へ報告するこ		
	(石稲宮有建材の有無にかかわらり事削調宜結果を都道府県等へ報告するこ) とを義務付ける。また、調査に関する記録の作成及び保存を義務付ける。		
	こを義務的ける。また、調査に関する記録の作成及の保存を義務的ける。 ウ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合等の直接罰を創設す		
	るとともに、作業基準遵守義務につき下請負人をその対象として追加する。		
	ることもに、作業基準度寸義物に Je 下請負人をての対象として追加する。 エ 作業結果の発注者への報告並びに作業記録の作成及び保存を義務付ける。		
	エード来紀末の光圧有べの報告並びに1F来記録の1F成及び保存を義務的である。 これらの規制により、解体等工事における石綿の飛散防止が徹底されるとい		
	った効果が見込まれる。		
想定される代替	①マニュアルにより石綿含有成形板等に係る飛散防止措置の普及啓発を行い、		
案	行政指導を強化する。		
	②マニュアルにより事前調査の方法の普及啓発を行い、行政指導を強化する。		
	③都道府県等による解体等工事現場への立入検査を強化する。		
	④特定粉じん排出等作業後の解体等工事現場への立入検査を強化する。		
直接的な費用の	要素	代替案の場合	
把握			
遵守費	ア及びイについて、現行法の作業基	国民における費用は、規制案と比較	
用用	準やマニュアル等と同様の措置を求め	し、基本的に同程度である。	
	るものであることから、遵守費用がほ		
	とんど発生しないものと考える。		

行 政 費	規制対象の追加により、規制対象が	①及び②に関して、都道府県等にお
用	現行の特定粉じん排出等作業(16,000	いてパトロール及び他法令により現
	件程度) の約5~20 倍増加すると想定	場を把握し、行政指導を行う等の費用
	されるが、都道府県等においては、現在	が発生する。
	も、届出された特定粉じん排出等作業	③及び④に関して、都道府県等にお
	の現場のほかに、他法令に基づいて把	けるパトロールに伴う行政費用が発
	握された解体工事現場にも立入検査を	生するほか、③に関しては、作業基準
	行っていること、事前調査結果の報告	が遵守されていない場合の作業基準
	制度により、これまで他法令に基づい	適合命令等に係る費用が発生する。
	て把握された情報等の収集に要してい	
	た負担が軽減されること、電子システ	
	ムにより立入検査対象が効率的に選別	
	できるようになること、また、全ての現	
	場に立入検査を実施するとは限らない	
	ことから、現時点において定量的に見	
	込むことは困難である。	
直接的な効果	規制の導入により、石綿の飛散防止	①~④に関して、石綿の飛散防止の
(便益)の把握	が徹底され、国民の健康被害が防止さ	徹底が図られず効果(便益)は小さい
	れる。リスクがゼロとなるばく露の閾	が、石綿の飛散防止のための行政費用
	値は明らかになっていないが、中皮腫	が相当程度大きくなる。
	は比較的低濃度のばく露でも発症する	
	ことが知られており、国民の健康被害	
	を防止するため、石綿の飛散防止を徹	
	底する必要がある。	
副次的な影響及	アについて、今回新たに対象に追加	規制は導入しないため、副次的な提
び波及的な影響	される石綿含有成形板等については、	供及び波及的な影響は見込まれない。
の把握	湿潤化等の通常の解体事業者が対応可	
	能な措置により石綿の飛散を防止する	
	ことを想定しており、副次的な影響及	
	び波及的な影響は見込まれない。	
費用と効果(便	国民の健康被害の防止が効果(便益)	であり、費用と比較しても明らかに効
益)の関係	果(便益)が費用より大きいと考えられ、当該規制を導入することが妥当であ	
	る 。	
その他の関連事	当該規制案については、中央環境審議会大気・騒音振動部会石綿飛散防止小	
項	委員会における検討、パブリックコメントを経て、最終的に 2020 年 1 月 24 日	
	に開催された中央環境審議会において「今後の石綿飛散防止のあり方につい	
	て」として答申された内容に基づいて検討している。	
事後評価の実施	当該規制については、施行から5年を経過した後に事後評価を実施する。	
時期等		
備考		